

令和2年度 第1回

江別市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時：令和2年7月3日（金）（17時50分）18時9分～19時28分

場 所：江別市民会館 21号室

出席委員：8名

石黒匡人（委員長）、星優子（副委員長）、成田騎信、藤本直樹、高川一伸、
藤田くみ子、瀬尾洋介、吉原七海

欠席委員：0名

事務局：5名

三上生活環境部長、金子生活環境部次長、
大橋市民生活課市民協働担当参事、田中市民生活課市民協働担当主査、
大西市民生活課市民協働担当主任

傍聴者：2名

次 第：1 挨拶

2 委員の紹介

3 委員長、副委員長 互選

4 開会

5 議事

（1）自治基本条例アンケートの結果について

（2）各章・各条項の現状評価と課題について

6 その他

7 閉会

石黒委員長	<p>それでは、令和2年度第1回江別市自治基本条例検討委員会を始めます。</p> <p>次第5の議事に入る前に、4月末に事前に送付した資料について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>4月末に送付いたしました資料についてご説明いたします。</p> <p>まず、自治基本条例検討委員会の設置の趣旨、進め方についてですが、資料1をご覧ください。</p> <p>自治基本条例第29条に「4年を超えない期間ごとに条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする」と規定されています。そこで、本年7月をもって11年を経過したこの条例が、まちづくりの最高法規として、所期の目的を達成しているかどうかについて、学識経験者をはじめ、市民活動団体や市民の視点により検討していただく仕組みとして、平成24年度、平成28年度の見直し時と同様に、当検討委員会を設置させていただきました。</p> <p>委員の構成は、学識経験者3名、地域市民団体3名、市民公募委員2名の計8名となっています</p> <p>次に資料3をご覧ください。こちらは自治基本条例検討委員会の設置要綱です。</p> <p>第2条に「委員会では条例の各条項に基づく運用状況について評価及び検討を行い、市長に提言するものとする。」とありますように、委員会での検討内容としては、各条項に基づくいろいろな取り組みが、条例の趣旨に沿ったものとなっているか、現状の評価と課題を抽出し、条例の妥当性について検討していただいた上で、条例を見直す必要があるかどうかについて検討していただきたいと考えております。</p> <p>続いて、今後のスケジュールについてですが、資料2をご覧ください。左の欄が今年度のスケジュール案で、右の欄が参考として4年前、平成28年度の条例検討におけるスケジュールを載せています。</p> <p>皆さまには大変お忙しい中ご迷惑をおかけしますが、来年2月までに、1か月から1か月半に1回のペースで全6回の会議を開催し、令和3年3月に提言書としてまとめていただきたいと考えておりますが、今後の議論の経過によっては、長短があると考えております。</p> <p>なお、検討委員会からの提言書を受けて、市といたしましては、条例改正の必要があれば、改正案を作成し、パブリックコメントを実施した後、議案として提出することになります。</p> <p>以上が資料1～3までの説明となります。次に、資料4以降の資料について簡単に説明いたします。</p> <p>資料4と5は、前回の提言書と提言書を踏まえた市の取組を一覧にした表で、資料6は条文に対しての市の主な取組と前回の提言内容、アンケート項目を一覧にしたものです。</p> <p>資料7はこの後、議事にもございますが、先日送付いたしました自治基本条例アンケート報告書の調査票です。赤字は前回平成28年度のアンケート項目から</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>修正・追加した部分です。</p> <p>資料８は「自治基本条例の条文と解説」で、今後の検討資料として使用していきます。</p> <p>資料９は市内４大学の学生と協働で作成したリーフレット、資料１０は平成２７年１０月施行の市民参加条例の解説書、資料１１は、平成２８年度～３０年度までの市民参加の手法と、それぞれの参加人数または件数の一覧となっております。</p> <p>第７章「市民参加・協働の推進」での検討内容となります。</p> <p>なお、本日机の上に配布しておりますが、資料５と６の内容を、各章ごとにまとめたＡ４用紙のものを用意しております。今後はこちらの資料を使用して検討していただくこととなります。以上で、事前送付資料の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたらご発言いただけたらと思います。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>よろしいですか。この後、質問等があれば、随時質問や意見を出していただければと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第５の議事に入らせていただきます。まず「議事（１）自治基本条例アンケートの結果について」に入りたいと思いますが、はじめに事務局のほうから説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>先日実施した自治基本条例アンケートの結果について、ご説明いたします。事前に配布しました「自治基本条例アンケート報告書」をご用意ください。</p> <p>表紙をめくった裏面をご覧ください。</p> <p>このアンケートは、本検討委員会の設置に合わせ、より多くの市民の意見を検討作業に反映させることを目的に実施しました。</p> <p>アンケートの実施期間は、令和２年４月２７日から５月１２日までとし、対象者として４月１日現在市内に住所を有する１８歳以上の者で、地区別人口、男女、年齢の割合に応じて無作為に抽出した２，５００人に郵送しました。</p> <p>右側１ページの一番上の表に記載のとおり、対象者のうち、回答があったのが８９０人、回答率は３５．６％となっております。</p> <p>なお、同様のアンケートは前回平成２８年度の検討の際にも実施しており、そのときは対象者５，０００人、回答数１，６１８人、回答率は３２．４％でした。</p> <p>報告書の構成としましては、１ページから６ページ前段までは、選択形式の設問に対する回答結果となっております。それぞれ回答者数と割合の数値、右側には割合をグラフ化したものを記載しています。なお、前回平成２８年度に実施したアンケートと比較するため、前回の数値及びグラフも併せて記載しています。</p> <p>続いて、６ページ後段から１０ページ上段が、選択形式で「その他」を選択した際の記述回答の一覧です。１０ページ中段から３１ページまでは、選択形式の</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>回答に対する理由についての記述一覧、32ページから42ページまでが、記述式の設問に対する回答一覧となっています。</p> <p>記述回答については、内容が重複する回答、設問とは無関係の回答は記載を省略しております。</p> <p>なお、個別の設問に対する評価や検証については、今後、関連する条文のなかで行っていく予定です。自治基本条例アンケートの結果についての説明は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまのアンケート結果についての説明につきまして、ご質問、確認なされたい点などありましたら、お願いいたします。</p> <p>多くの方々が回答してくださって、貴重な意見や指摘があるかと思えます。これから検討していくなかで、アンケートに書かれていることなども参考にしながら検討していきたいとは思いますが、今の時点でご質問等よろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>もちろん、こちらも進めていくなかで、アンケートについて質問していただいても当然結構ですので、今日のところはアンケートについての説明については終わりにして、次に進みたいと思います。</p> <p>続いて「議事(2)各章・各条項の現状評価と課題について」に入りたいと思います。</p> <p>前回の検討委員会では、全ての条文の条項について、条文ごとに現状評価と課題というのを抽出して、条例の妥当性について検討していくという形で進めてきましたが、今回の検討委員会では、各章ごとに現状評価と課題を抽出して、条例の妥当性について検討していくという形で考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>それでは、そういった形で今回は進めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日は、条例の前文、第1章「総則」、第2章「市民」、第3章「議会及び議員」について検討していきたいと考えております。もし時間に余裕があれば、第4章「市長及び職員」にも入りたいと思います。</p> <p>では、まず条例の前文につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>自治基本条例の前文について、ご説明いたします。事前に配布した資料のなかの資料8「江別市自治基本条例 条文と解説」をご用意ください。</p> <p>2ページをご覧ください。前文では、この条例の制定に当たっての背景、目的、基本理念、基本原則など、この条例の趣旨を明らかにするとともに、自然、歴史、伝統および文化を未来の世代へ引継ぎ、人中心のまちづくりを進めていく決意を</p>

<p>石黒委員長</p>	<p>表現しています。</p> <p>前段は江別市の歴史を、後段は自治の主役としての市民の立場を明確にし、江別市の最高規範として、この条例が目指している理想を表しています。</p> <p>前文についての説明は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。前文につきまして、ご意見、ご質問、何でも結構ですが、ございましたらお願いいたします。</p> <p>制定にあたっての懇話会で、市民の方々が非常に力を入れて練り上げられたものと記憶しております。皆様方もいろいろと思いやこだわりがあるのではないかと思います。これは変じゃないかとか、時代が変わって、これじゃ古いんじゃないかという部分があれば、遠慮なく発言していただければと思います。</p> <p>なかなか前文について、そう簡単に手を入れるものでもないとは思いますが。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>これが条例全体の元になっているというか、目指しているところでもありますので、先に進んで、それぞれの部分を検討するなかで、前文でこう書いていたらよろしくないんじゃないかというのがあれば、その時に指摘していただいて、そこで検討していきたいと思います。</p> <p>ひとまず今日のところは、前文はこれでよろしいのではないかとということで進めさせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして第1章「総則」に入らせていただきます。こちらについても事務局のほうから説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>第1章「総則」について、ご説明いたします。本日お配りした資料のなかの、右上に「第1回江別市自治基本条例検討委員会資料」と記載された3枚つづりの書面をご用意ください。</p> <p>1ページ目をご覧ください。第1章は、本条例の全体に共通して適用される基本的な定めについて規定しています。</p> <p>第1条では本条例を制定する目的について、第2条では本条例で用いる用語の意義について定めています。第3条では、まちづくりへの参加と協働を通じて、市民自らが主体となり、責任を持って考え、積極的に行動することが、市民自治の基本理念であることを定めています。第4条では、市民自治の基本原則である「情報共有」「市民参加・協働」「信託と責任」という3つの原則について規定しています。そして、第5条は、本条例を、江別市の自治の基本を定める最高規範として位置付けることを定めています。</p> <p>なお、この章に関する提言内容、市の取り組み事例、アンケート項目はありません。第1章「総則」についての説明は、以上です。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。第1章「総則」の部分について、何でも結構ですが、</p>

	<p>ご質問その他ございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>第1章も非常に抽象的な内容であるので、取っ付きにくいところはあるかと思えます。</p> <p>また、例えば定義などは、先に進んだところで扱う範囲の言葉の定義となっていますので、後の段階で定義の部分と併せて検討する、例えば協働についての話になったときには、当然定義の部分も問題になるとか、そういった形で、あくまでもまた問題になるとは思いますが、今の時点での単純な質問で結構です。</p> <p>基本原則の情報共有の原則も、情報に関係する条文がありますし、参加とか協働も、それぞれに対応した条文がありますので、そちらのときに併せて検討、議論することになりますので、今日の段階では特になんかということならば、そのときに、もしあれば、また併せて出させていただくということで。</p>
藤本委員	<p>第1章の第5条について、お分かりの範囲で、もし実例などがあれば教えていただきたいのですが、第5条の2として「市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない」というように、かなり条例のなかでも最上位、最高規範として位置づけられているということは理解できました。この江別市自治基本条例が制定されて以降、他の条例で改正とか新たに作られた場合に、こちらの条例と整合を図るために、何かチェックされたり、見直しをされたりというような事例がもしあれば、お分かりの範囲で教えていただければと思います。もしなければ、ないというお答えで結構です。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>条例の場合は議会の議決により制定し、規則の場合は市長が制定しますが、それぞれのテーマに応じて、条例を制定、改正する担当課が条例規則等の考え方を整理し、原案を作成します。まずは、担当課で自治基本条例との整合性を確認した後、さらに総務課法制係において齟齬がないかどうか等の確認をしております。市民生活課でチェックしているわけではないので、どのような改正があったかということまでは完全には押さえておりません。</p>
事務局 (金子次長)	<p>補足ですが、いま参事が申し上げたとおりですが、条例の改正ということについては、自治基本条例の考え方を受けて、ここ数年間、2年くらい前からですけども、各種審議会の条例で、自治基本条例では市民参加ということを謳っているものですから、それを受けて、各審議会の委員構成を改正した事例が何件かあります。具体的にはすぐには出てきませんが、今まで条例に市民公募の委員の規定がなかったものについて、市民公募を新たに盛り込んだ条例というのが何件か、ここ1、2年の間に議会で議決されて、条例改正をされているという経緯があります。</p>
藤本委員	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>

石黒委員長	<p>ありがとうございました。先に進んで検討することになると思いますが、資料8「自治基本条例 条文と解説」の15ページの下の方の破線の枠の中で、主な取り組み事例の一番上に、「市民参加条例制定」というのがありますが、これは、上の方の24条の第5号で「市民参加に必要な事項は別に条例で定める」と自治基本条例で規定されているので、それを受けて、市民参加条例が制定されたということです。</p> <p>だから、議会基本条例についても、解説の7ページに破線の枠の主な取り組み事例の最初にありますが、これは自治基本条例が作られたので作ったという言い方はちょっと違うかもしれませんが、ただ、制定に当たっては、当然この自治基本条例の前段の規定及び特に議会の部分の規定との整合を考えて制定されたものと把握しております。先ほど指摘いただいた点と、他にもあるのかもしれませんが、そういった意味では、こういったことも取り組み事例の中に書いておいたほうがいいのかもありません。実際は、そういったものもあるというわけなので、よろしいでしょうか。</p>
藤本委員	はい。
石黒委員長	<p>ありがとうございました。その他、何かありますか。もちろん、教えてほしいということでも全然構いませんので。参考までに。事務局をいじめちゃいけないかなとか、そういう必要は全然ありません。これはもう、市のやっていること全体に関わる条例なので、担当のところの人も全部把握できていないのは当たり前といえば当たり前だと思いますので。</p>
星副委員長	<p>不勉強で申し訳ないのですが、何年か前に、2年か3年くらい前でしょうか、江別市は健康都市宣言をしたと思うのですが、その宣言に対しての条例みたいなものはあるのでしょうか。ただ宣言しただけで終わったのでしょうか。部署が違うのでよく分からないかもしれませんが、私もよく分からないので聞いてみたいと思いました。</p>
事務局 (三上部長)	<p>平成29年に健康都市宣言が出されておりますけれども、それに伴う条例というものはございません。あくまでも宣言ということで、4つだったと思いますが、箇条書きで宣言をしたということでもあります。</p>
星副委員長	ありがとうございました。
石黒委員長	<p>ありがとうございました。その他ご質問等ありませんか。今日わからなかったら次回でもいいので教えてほしいとか、そういった質問でも全然構いませんので。</p>
藤田委員	<p>単純な質問なのですが、第2条の定義に、「市民 市内に住所を有する者、市</p>

<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>内で働き、若しくは学ぶ者」とありますが、この「市内で働き」というのは、市内に住所を有する者だけという意味ではないですよね。別の市から江別へ通って働いている人もいますが、そういった人も江別市民になるのか。</p> <p>ここで市民というのは、江別市に住所がある人のみではなく、市内の会社等で働いている方、あとは自治会や市民活動団体、ボランティア等を市内で行っている方、もちろん学生なども市民になります。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>全部市民ということですね。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>そうです。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>高川委員</p>	<p>市民のところで、この2条の中で言えば、「市民」には団体等も含めていますが、その結果として、第5号で「協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組む」とあり、ここでは、市民というのは団体等も含むということで、これはこれで整合が取れていると思います。</p> <p>ただ、この「市民」の条文の中での使い方ですが、市内の市民に限られているような使い方をされている箇所があり、定義上の部分で少々分かりづらいところがあります。</p> <p>たとえば、これから先になりますが、市長の役割と責務の11条「市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として」という言い方がありますが、この「市民」というのは、言ってみれば有権者としての市民であって、団体は入っていないのではないかと思います。今、この段階で色々言うと、条文をどうするかという話になってくるのですが、私としてはこの部分がちょっと分からなかった。</p> <p>アンケートを見ましても、たとえば協働というものについて、あるいは参加というものについて、あまりよく理解されていないのではないかと。その理解されていないということが、アンケートの表現の中に出てきているように思います。</p> <p>協働は、たしかに第5号で「市民及び市が」という呼称になっていますが、これを単純に読めば、市民個人と市の関係のように見えますが、実際には、市民としては、市民が所属している団体、我々自治会のようなものですが、そういった団体の活動、そういった何かの団体に属しないと、いわゆる協働ということではできない。そのあたりの部分で、アンケート結果から、まず協働ということについて概念として分かっていないという部分があります。法制上、この概念について不明確なところがあるという感じがして、そういったことも含めて、全体的に、協働なら協働が分からないという具合になっているのではないかと考えています。ちょっと分かりづらいかもしれませんが。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。事務局もなかなか答えにくいと思いますが、自治基</p>

	<p>本条例の「市民」の定義のところは、江別市だけではなくて、他の自治体でも自治基本条例の定義については、条例を作る時にかなり議論になるところです。</p> <p>普通は、「市民」というと、住民、住所を有する者、これは当然なのですが、問題は、けっこう多くの自治体がもう少し広げていて、ご指摘のような団体なども入っている。それは、自治基本条例というのは市民参加によるまちづくりであり、そのときには、住民としての市民だけではなく、自治体をより良くしていく、運営していくためには、住民だけではできない、もっと広く、たとえば江別市を愛している他所の住民の人とか、江別で働いていて自分は準江別市民だと思っているような人たちとか、そういった人たちも含めるという考えの人もかなり多く、けっこうやり取りがあって、もっと広く捉えて、みんなで力を合わせて、江別を良くしようとする人みんなで作っていく、そういう条例だという意見が多くて、たぶん入っていると思う。</p> <p>高川委員から指摘があったように、矛盾しないところもあるのですが、厳密にはおかしいのではないかという部分、例えば信託のところなどはどうかという部分は、たしかにあることは間違いありません。そして、それが協働の問題とか、そういったところにも影響している可能性はあるかもしれません。</p> <p>それについては、先に進んで検討する中で、併せて議論していければと思いますので、指摘いただいたところについては皆さんも押さえていただき、各自、色々なお考えがあらうかと思しますので、その時にまた検討したい。</p> <p>しかし、今の時点で、本章に関わることで何かありましたら、何でも結構ですので質問等を出していただいて、すぐ解決しないことは、それを押さえておき、先に進んでから検討するという形にしたいと思います。市民の定義のところでご指摘ありましたが、今の時点ではよろしいですか。</p>
高川委員	はい。
石黒委員長	それ以外のところで、何かございますか。
	(なし)
石黒委員長	よろしいですか。繰り返しますが、これは総則ですから、全部に関わる部分であり、後で検討するところで随時関係してきますので、その都度、ここの部分をまた振り返るという形で、質問していただいたり、意見を出したりしていただき、議論していければと思います。
	今日のところは、ひとまず総則については、市民の定義についてご指摘があったということを踏まえて、先に進んでから検討していくということで進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。
	それでは、続いて第2章「市民」に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

<p>事務局 (田中主査)</p> <p>石黒委員長</p>	<p>第2章「市民」について、ご説明いたします。検討資料の2ページをご覧ください。</p> <p>第2章は、市民自治における市民の権利と責務、そして事業者の責務について規定しています。</p> <p>まず、第6条は、市民自治の基本理念と基本原則を実現するため、市民の権利として、法律等で認められているもののほか、政策の立案、実施、評価などをはじめとした市政について、知る権利や参加する権利があることを明らかにしています。</p> <p>この条文に関する具体的な取り組みについては、第1項は第6章情報共有の推進で、第2項と第3項は第7章市民参加・協働の推進で審議いただく予定です。</p> <p>続いて、第7条について、市民は、まちづくりの主体として、権利を主張するだけでなく、互いの自主性や自立性、権利を尊重し、他の市民や市と協力しながらまちづくりの推進に努めるとともに、まちづくりに参加する場合は、自分の発言と行動に責任を持つことと規定しています。</p> <p>次に、第8条について、事業者は地域社会を構成する市民の一員としての権利と責務を有するとともに、事業活動の規模や、地域への影響力などから、事業者に期待される役割について定めています。条文については以上です。</p> <p>次に、前回の検討委員会からの、本章に対する提言内容として、第7条について、「市民自治のまちづくりには、市民のまちづくりに対する自主性、自立性を最大限尊重したうえでの参加が不可欠であり、市民が自主的にまちづくりに取り組めるよう、この条例に規定されている市民の責務についての趣旨を、条例の啓発に併せて積極的にアピールしていくことが必要です。」との提言がありました。</p> <p>この提言を受けた市の取り組み事例としては、箇条書きの黒丸部分、ホームページや広報えべつを活用し、市民の責務についての考え方の啓発を実施しています。具体的には、平成29年9月号の広報えべつへの特集記事の掲載や、平成30年度には自治基本条例についてホームページに掲載するといった取り組みを行っています。</p> <p>これらにつきましては、本日お配りした資料のうち、右上に「第2章資料1」と書かれた別冊資料の1ページから4ページに、実際のページを印刷したものを付けておりますので、ご参照ください。</p> <p>次に、提言を受けての取り組みについて、市の自己評価としましては、市民の責務に関する啓発について、ホームページや広報への掲載は、基本的な周知方法として今後も地道に続けていく必要があると考えています。それに加えて、市政やまちづくりに関心がなく、自分が必要とする情報以外に目を向けない市民に対して、今後どのようにアピールしていくかを検討する必要があると考えています。</p> <p>なお、本章に関するアンケート項目はありません。第2章「市民」についての説明は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。第2章について、先ほど市民の定義について意見が</p>
------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>出ましたけれども、こちらは市民の権利、責務、それから事業者の責務ということ。事業者の責務というのは、個人の場合も団体の場合もあると思いますが、普通の個人とは違う部分がある。それから、事業を行う立場での責任というものがあるということで、別の条文になっていると思います。先ほどの話と関係することでもいいですし、もちろん別のことも結構ですが、何でも構いませんので、ご質問、ご意見、確認したいことなど、いかがでしょうか。</p> <p>私は、実は江別市には住んでいなくて、厚別区に住民票があります。江別にある北海道情報大学で働いていて、私自身も色々な江別市の活動に参加したり協力したり、教えている大学生も色々な活動に参加したりということですので、先ほどの市民という範囲はどう捉えるのかとか、位置付けというのは非常に重要なポイントだと思って聴いておりました。</p> <p>普段、大学生と一緒に過ごしているのですが、江別市内には約1万人の大学生が通っていて、江別の大学に通って来る大学生も、札幌に住んでいようが、南幌町から通って来ようが市民であるという理解でお話し申し上げると、はたして、江別の大学に通っている大学生が、どれだけ市のホームページを見たり、江別市民であっても、広報紙を一生懸命ご覧になっている方もいらっしゃるでしょうが、どのくらい活用されているのかということがよく分からない。</p> <p>だからといって、どのくらいというデータを示せというつもりはなく、たとえば、江別で暮らしている高川委員や星委員や藤田委員、ご自身がどのくらい広報紙をよく見ているとか、ホームページは見たことがないとか、そんなことも含めて、市民に対してこれからどんどんアピールして行って、認知度を高めて、理解していただいて、協力をしてもらうという仕組みが大事になるだろうと個人的には考えているのですが、固い言い方の啓発普及なんてことじゃなくても、どのくらい市の取り組みや考え方、市民活動、市民自治が伝わっているだろうかというヒントを含めて、江別市に住んでらっしゃる委員から、簡単に状況を教えていただければ参考になると思います。よろしくをお願いします。</p>
藤本委員	<p>私は、実は江別市には住んでいなくて、厚別区に住民票があります。江別にある北海道情報大学で働いていて、私自身も色々な江別市の活動に参加したり協力したり、教えている大学生も色々な活動に参加したりということですので、先ほどの市民という範囲はどう捉えるのかとか、位置付けというのは非常に重要なポイントだと思って聴いておりました。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。それでは、高川委員からお願いします。</p>
高川委員	<p>私は自治会の活動をしており、いちおう会長なのですが、自治会員の方から、市に対しての疑問や要望などが出てくるのですが、市がやっていることについて、協力なり、いわゆる協働とか、そういった意識なく言うことがあります。ストレートで感覚的な要望などです。</p> <p>そういったことはたくさんあり、会員に伝えていくなかで、それは協働でやっていくべきことだから、自治会としてやらなければならないのではないかと、そういったようなことは色々あると思います。</p> <p>たとえば、自治会排雪というのがありまして、町内で自治会費を負担しながら排雪してもらうということで、それも本来は市がやるべきではないかという議論が出てきます。そこで協働という言葉は出さないまでも、そういった考え方から、</p>

	<p>地域での防犯等、自らお金を出してやっていくということで行っています。それから、防犯灯や地域の清掃といったようなことでも、そういった考えを伝えるようにはしています。やはり、そういったことを地道にやっていくしかないのかなというふうには思っています。</p> <p>自治会の中で、そういった意見を言える、そういうところに属している人、いわゆる自治会の役員などや、そういった考え方を紹介したり、あるいは自治会の活動に参加するなかでそういった考え方を聞いていくことで、協働の意識というものが少しずつ広がっていくのかなという感じはしています。</p> <p>アンケートを見ますと、冒頭でもありましたが、前回と比べて、分かっているという人が少しずつ増えているような気がします。そういったようなことで、このアンケートも含め、我々自治会もそうですが、地道にやっていくしかないのではないかとはいっています。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。</p>
藤田委員	<p>私は、江別市民になってまだ4、5年なのですが、本当に頼みの綱は広報だけなんです。みんなはホームページとか、もう本当にそういった時代になっていて、今やSDGsで一人も取り残さないなどと言われていますが、まだホームページ等できない人がどれくらいいるのかという感じで、もう半分以上はホームページとかインターネットとか、そういった形になるのかなと心配しています。</p> <p>また、私も市民というのはすごく広いとっていて、商店でも何でも、札幌市から通って江別でお店を営んでいるとか、そういった人はやっぱり居住する家に一旦帰るとい、そのような暮らしを江別の地元でしている人と、そのように通っている人と、これはやっぱりその人によると思います。江別に住んでいても、地元に住んでいても、あまり関心ない人もいれば、通って来ている人でも江別を良くしようと思っている人もいますので、これは本当に人によるのではないかと思います。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。</p>
星副委員長	<p>私も藤田委員と同じで、広報の価値について、アンケートでも記載されていますが、広報から情報を得るとい方が非常に多い。特に高齢の方は、紙媒体で見て、そしてそれがいつまでもそこにあるものですが、やはりホームページ等ですと、一回切ってしまうと、またそこまで探すのに非常に時間が掛かると思うので、広報を利用するとか、広報で何かを知るといのは、非常に大事ではないかと思っています。</p> <p>もうひとつは、協働という言葉ですが、使われ始めたのはこの10年くらい前からだと私の中では認識しています。それまでは、協働という言葉ではなくて、ただお互いに協力しながら活動を広めていくとか、自治会等もそうだと思いますが、色々な人たちの力を借りながら、活動を大きくしていくということで、協働</p>

	<p>という言葉自体が認知されているのかということは、ちょっと疑問点だと思っています。だから、自治基本条例の中で協働という言葉が出たときに、みんなしっくりこないのではないかと思います。</p> <p>私の話なのですが、市民活動というのもまさにそれで、市民活動やってますと言ったら、いったい何それという感じでクエスチョンになります。でも、おかげさまで市民活動がどういうことなのかということも、最近は皆さん知っていただくことができ、とても活動しやすくなってきたと思っています。</p> <p>市民に対しての定義という話が出ていますが、私もやはり市民という大きな括りの中で、実は私の活動団体は、もちろん協働ねっとわーくもそうですし、うちもそうなのですが、企業からの協力もあり、非常にバックアップしていただいて、市民活動団体と企業、要は事業主の方との協働も、私は協働だと思っているのですが、それが「働く人たち」という一括りの中で「市民」ということになってしまうのか、なかなかはっきりしないグレーな部分ではないかと思います。</p> <p>実際、自治会等でも、企業からの協力を得て、もっとより良いまちづくりをしようという努力をされている団体もあると思います。では、それがどうなのかという次のクリアな段階にはなかなか行かないのですが、自分の中ではそのように思っています。</p> <p>また、第7条の「市民の責務」のところで、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」とあります。これはこれで仕方ないのかもしれませんが、これから協力しようとか、みんなで一緒にやろうというなかで、この言葉が非常に重く感じます。これは法令なのか、刑法なのかという感じがして、これは条例だから仕方ないといえば仕方ないのですが。</p> <p>では、どういう言葉がいいのかと言われたら、私はまだ全然分からないのですが、「自らの発言及び行動に責任を持つものとする」と書かれてしまうと、なかなか市民参加が難しくなるのではないかと。もっと柔らかく優しい言葉があればいいと漠然と思いました。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。</p>
高川委員	<p>藤本委員から、広報あるいはホームページを見ているかというご質問でしたが、そのことについて特に言っていなかったのです。</p> <p>自治会は広報を配っており、広報の他に市からの回覧等もあるのですが、そういったものを通じて、自治会に入っている方は目にしているのではないかと思います。自治会の加入率は、だいたい75%あたりだと思います。</p>
藤本委員	<p>平成26年度のデータでは、江別は75、6%くらいだと思います。</p>
高川委員	<p>そういった形で、市民の方は市の情報を得ているのではないかと思います。</p>
藤本委員	<p>若い人たちは、市の広報や市のホームページを見ますか。</p>

瀬尾委員	あまり見ないです。
石黒委員長	ホームページはどうか。
瀬尾委員	ホームページもあまり見たことはないです。
石黒委員長	何か江別を知りたいと思ったときにアクセスするのか。
瀬尾委員	知りたいと思ったときには、学生だからというのもあると思うのですが、大学のお知らせや、先生からこういうのがあるということを知ることが多いので、どちらかといえば、ホームページを見て情報を得るということはありません。
石黒委員長	<p>広報は、アンケートでもずっと一番重要な、一番っていうのもあれですけど。ホームページも一定で、前はホームページが見にくいとか使いにくいという指摘があって、一定の改善に取り組まれているようです。</p> <p>それ以外に、そうすると、まさに関係団体に関係しそうな情報を出していくことが非常に重要だということもあるのかもしれませんが。当然、自分が関係する事柄がないかを一番最初に見たいと思うわけですので。</p> <p>また指摘いただければ、今回の提言の一つとして、貴重な意見になるかと思えます。ありがとうございます。</p> <p>他に、ご意見等ありませんか。</p>
成田委員	<p>先ほど、星副委員長からご指摘のあったところで、第7条第2項の部分、私も読んでいて、「自らの発言及び行動に責任を持つ」という表現については、ちょっと違和感がありました。まちづくりに参加するということについて、市民的なハードルを上げてしまうのではないかという危惧があります。</p> <p>第7条第1項のところで、きちんと責任を持つことという情報は入っているのではないかと見ましたので、第7条第2項を敢えてこの中で入れた経緯について、もし分かれば教えていただければと思いました。</p>
石黒委員長	<p>この市民の責務の条項も、他の自治体で自治基本条例を作るときには、すごく揉めるところです。憲法の話だと、権力を縛るものが憲法である。そうすると、これは最高法規であるから、そこに市民に負わせるようなことを入れるのはおかしいという意見もある。</p> <p>他方で、自治会の関係者は日々苦勞されていて、文句だけ言ってくるが何もやらない人とか、権利ばかり主張されて大変だとか、権利には義務がセットなのだから義務と書けというような意見も当然あるわけです。</p> <p>そういったなかで、義務というのは少々やりすぎということで、責務という言葉</p>

	<p>葉で抑えているということが多いと思う。そうすると、責務とは何だという声もまた出たりもすることはある。</p> <p>たしかに、責務という言葉を入れるだけでなく、2項は取り方によってはかなり重たい、参加しようと思ったけどやっぱりできないというような、抑止効果となる危険はあるかと思います。そのときには、ちゃんと責任もあるということをはっきりしておく必要があるという声が多かったという結果だと思います。</p> <p>具体的に何か責任を問うといった趣旨ではないということは、解説には書いていませんが、逆にそのように書くと、責務とか責任と言いながら、結局は気にしなくても良いというような変な話になる。</p> <p>これについては皆さん考えていただいて、今まで条例の改正の提言はなかったのですが、この文は逆に市民のまちづくりへの参加を抑制してしまう良くない条文なので改正すべきだという意見はあるかもしれません。これは、最後まで考えていただいて、折々関係するところがあれば出していただいてという形で考えていきたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (金子次長)</p>	<p>石黒委員長がおっしゃったように、責務という規定は大事だろうということで入れたのだらうと思っています。星副委員長がおっしゃったように、やはり少しきつい言い回しになっているというのは我々も感じます。大事なものは、こういう規定はありますが、広報や啓発をするときに、市民の皆さんには責務がありますというような、上からのような啓発は良くないかなと思っています。この部分の啓発方法については、非常に気を遣いながら、プレッシャーを感じさせないようなやり方が大事なのではないかと考えていますので、それについては今後も気を付けながら行っていきたいと考えております。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございました。この問題は、最後までに一度皆さんにご意見をお聞きしたいと思いますので、念頭に置いていただければと思います。</p> <p>他に何かありますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>繰り返しですが、これは後で出てくる色々な問題と一緒に問題なので、今日で終わりということが実質ないものばかりに近いと思いますが、特に確認しておきたいことは発言しておいていただければ、後で議論するときに皆さん念頭に置きながら考えていただければと思います。</p> <p>今日のところはよろしいでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>いくつかご指摘やご意見があった部分も踏まえて、この先検討する際に併せて議論していきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>

<p>事務局 (田中主査)</p>	<p>それでは第3章「議会及び議員」について、事務局から説明願います。</p> <p>第3章「議会及び議員」について、ご説明いたします。検討資料の3ページをご覧ください。</p> <p>第3章は、議会の役割と責務、そして議員の責務について規定しています。</p> <p>第9条では、市民に選出された議員からなる議会について、市民自治によるまちづくりの視点から、市民の意思を政策形成に反映させるとともに、市民に開かれた議会運営に努めるとい、重要かつ身近な議会の役割と責務を位置づけています。</p> <p>第10条では、市民の代表として信託を受けた議員は、幅広い視野を持って、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することが求められ、そのために広く市民の意思を把握し政策形成に生かすよう努めるとともに、自らの活動や議会の動きを市民にわかりやすく情報提供するよう努めることなどが定められています。</p> <p>条文については以上です。本章に関する提言及びアンケート項目はありません。主な取り組み事例としてはご覧のとおりで、提言を受けての取り組みはありません。</p> <p>市の自己評価は、本章に規定する議会および議員の取り組み姿勢については、条例の趣旨のとおりであると考えます。</p> <p>なお、開かれた議会、市民への情報提供に関連して、別冊資料の5ページ以降に参考資料を付けています。5ページから6ページは市議会ホームページのトップページ、7ページは議会報告会について紹介するホームページの記事、8ページから19ページは本年5月1日発行の市議会だよりとなっています。20ページから32ページまでは、議会の最高規範である「江別市議会基本条例」の条文と解説を付けていますのでご参照ください。</p> <p>第3章「議会及び議員」についての説明は、以上です。</p>
<p>石黒委員長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの説明あるいは3章の説明になかったことも含め、何でも結構ですので、ご質問、ご意見、その他お気づきの点ありましたらお願いします。</p>
<p>高川委員</p>	<p>議会基本条例というものがあり、関連するものとして市民参加条例があつて、今後は市民協働条例を作ろうかということですね。さらに自治基本条例があつて、その自治基本条例と個別の基本条例との関係ですが、自治基本条例でそれぞれについて示しておいて、さらに個別の条例を作っていくということですね。議会基本条例と参加条例はできていて、協働条例はこれからということですね。他にも何かあるかと思いますが、このような理解でよろしいか確認したい。</p>
<p>事務局 (大橋参事)</p>	<p>今、お話にありました市民協働条例のことですけれども、こちらは第7章「市民参加・協働の推進」の第25条第4項「市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める」となっておりますので、これは今後7章のところで議論いた</p>

	<p>だければと思うのですが、制定に関しても、こちらの委員会のほうで議論していただくことになると思います。</p>
高川委員	<p>自治基本条例との関係、体系ということでお聞きしたのですが、そんな大袈裟な話ではなくて、自治基本条例があって、それに関係する3つの基本条例があるという理解でよろしいですね。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>はい。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。</p>
星副委員長	<p>市民に対する定義について何度か話に出てますが、今日配られた資料ではなくて、事前にもらった「自治基本条例 条文と解説」の第3章「議会及び議員」の解説で、「市の重要な意思決定は、市民に選出された議員」となっていますが、この市民というのは、選挙権のある市民というのが正しいのではないかと。解説を作るのであれば、ここを付けたほうがいいのではないかと。思うのですが、どうでしょうか。</p>
事務局 (大橋参事)	<p>先ほどの、広い意味での市民と、選挙権を持った市民とは違いますので、そこは解説の中で直していければと思っております。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございました。先ほどの「市民から信託を受けた」というところにも繋がっていますが、解説では確かに選挙権を持つ市民という誤解をますます生じてしまうかもしれません。これは「条文と解説」を改訂していくときに色々する部分があるかと思いますが、チェックしておいていただいて、お願いしたいと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>議会の部分は、議会に任せるといふか、我々は市長に提言をするわけで、それを受けて市長が取り組んでいくのですが、我々が「議会はこれをやらないとだめだ」と市長に言って、市長が議会に「こうやらないとだめだと委員会が言っている」というのも、なかなかやりにくいところがあります。そういった意味でも、条例は簡単にしか書いておらず、議会のほうで自ら基本条例を作っているという形になっています。多くの自治体がそういった形になっていると思います。</p> <p>議会と議員の部分はよろしいでしょうか。これも独立した場所といった感じですが、先に進み、関係する問題について、また、関係しないけれども後で色々議論したときに、この部分はどうかのだろうというところが出てきたら、そのときに言っていただければと思います。</p>

	<p>今日は第1回目で、しかも最初の抽象的な部分が多いところなので、なかなか発言がしにくいところがあったかもしれませんが、次回以降は段々具体化してきて発言もしやすくなるでしょうし、メンバーの感じも少し分かってきて、言いやすくなるかと思しますので、遠慮なく、ガンガン発言していただければと思います。</p> <p>今日は3章まで進み、今後に併せて議論するという問題は出ましたが、ひととおり話を進めてみて他に何かお気づきのことがありましたら、ご発言いただければと思います。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>よろしいですか。もし、今後また出てきたら、次回以降ご発言いただければと思います。前に終わったところは受け付けませんとか、そういったことはありませんので、出していただければと思います。</p> <p>それでは、今日予定していた議事は終了ということになります。続いて、次第6の「その他」ですが、委員の皆さんから何かありますでしょうか。</p>
藤本委員	<p>ご提案というか、ご相談なのですが、先ほど部分的にご説明のあった「江別市自治基本条例に関するアンケート」のデータというものが、非常に貴重というか重要というか、色々な宝の山、財産が眠っているのではないかと個人的には感じています。</p> <p>もしかすると、各設問によっては、年代別に回答率が変わっていたり、性別によって捉え方が違っていたり、自由記述をひとつひとつ丹念に読んでいくと色々なことが見えるのですが、あまりにも情報量が多くて、この形ではなかなかピンとこないというか、活かしきれないような気がしています。</p> <p>全く打診も相談もしていないのですが、今回たまたま大学生の委員も参加されていて、もし、少し手伝ってくれるのであれば、年代別・性別にクロス集計という特徴を集計してみたり、テキストマイニングという自由記述からどういうキーワードが多く出てくるかということを出したりという作業ができれば、この委員会でも、ものすごく活かせるのではないかと個人的に考えています。</p> <p>事務局に質問ですが、個人情報等を除いて、入力したデータを提供していただくことが可能かどうか、それから、この委員会のなかで、事務局が単純集計なり入力したものに加えて、先ほど申し上げたクロス集計やテキストマイニング等という、いわば余計なことをしてもいいものかどうか、その確認とご相談をしたいと思えます。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。どうでしょうか、情報を検討、分析する件について。</p>
事務局 (金子次長)	<p>大変ありがたい話で、是非にと思っておりますが、アンケートですので、藤本委員がおっしゃったように、個人情報の部分を解決しなければならないという</p>

	<p>部分はあります。また、大学とはいえ、特定の団体にだけ提供するというのはどうかと思う部分もあります。そこで、たとえば、最近では全国の自治体でもアンケート調査のデータをオープンデータとして公開するという動きがありますが、そういった動きと同じことができるかどうか、庁内的にも検討させていただいて、その後でお答えするという形でよろしいでしょうか。色々と問題が出てくる可能性もありますので確認をさせていただきます。</p>
藤本委員	<p>まったく問題ございません。</p>
石黒委員長	<p>ありがとうございます。もし可能であれば、そういったものを情報として見られれば、より有効で役に立つ、効果的な提言に繋がられる可能性もあると思いますので、検討をよろしくお願いします。</p> <p>他にありませんか。進め方とか、要望でも結構です。</p> <p>(なし)</p>
石黒委員長	<p>よろしいですか。それでは、事務局から何かありますか。</p>
事務局 (田中主査)	<p>特にございません。</p>
石黒委員長	<p>何もないようでしたら、本日は以上で終了したいと思います。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
石黒委員長	<p>それでは、これにて第1回江別市自治基本条例検討委員会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。</p>